

欧州訴訟シリーズパート2：イタリアの搜索命令および差押え

イタリアは、ユーロ圏ではドイツとフランスに続いて3番目に大きな経済圏であり、その市場規模と訴訟費用の安さから、欧州において知的財産権を執行する必要性が生じた場合に考慮すべき国である。知的財産事案に対する独占的な管轄権がイタリアの一定の裁判所に与えられているため、特許訴訟の審理に要する期間は短くなっている。本案に関する訴訟の第一審に要する期間は、事件の複雑さや裁判所の作業負荷によって異なってくるが、だいたい2~3年というところだろう。

イタリアの知的財産訴訟制度ではディスカバリー（証拠開示手続）を利用することはできないが、本案に関する審理が開始される前に、イタリア国内で有効な知的財産権について原告が主張する侵害に関する証拠を収集することが可能である。こうした証拠の収集は、搜索命令（*descrizione*）もしくは差押え（*sequestro*）の請求によって実行される。特許権者は、問題の知的財産権が有効であって侵害されており、十分な訴訟理由が存在する可能性が高いことを、蓋然性の優位に基づき立証できなければならない。搜索命令と差押えはいずれも、回復不能の損害が絡んでいる場合や証拠が破壊される恐れがある場合に、裁判所が一方的に許可しうる手続である。つまり、これらの手続について裁判所が事前に侵害被疑者に通告することはない。これらの手続は、原告が主張する侵害に関する証拠を被告が隠蔽、破棄もしくは改竄するのを防ぐものである。ただし、そのような措置の実施によって被告が被る可能性のある損害について言えば、搜索の方が差押えに比べて侵害の度合いが小さいため、一方的な搜索は一方的な差押えよりも認められやすい。一方的な搜索ないし差押えが認められた場合、その搜索および差押えはかなり迅速に実行されなければならない。命令の確認、修正もしくは取消を目的とする聴聞の日程が裁判所により決定されるからである。原告は、命令が発行されてから僅か8日の間に、自らの申立書と当該命令を被告に交付しなければならない。その後、裁判所の執行官（廷吏）によって命令が執行されるが、その際に技術面の専門家ならびに原告側の弁理士が支援を提供することもある。フランスの差押え（*saisie-contrafacon*）とは異なり、特許権者が手続に関与することが認められる場合もある。命令の発行に続いて、当該命令の発行日から20営業日以内もしくは暦日で31日以内に（いずれか後に到来する方の期限までに）、本案に関する訴訟が開始されなければならない。命令の執行によって得られた成果は、本案に関する審理の過程で裁判官に提出される。搜索および差押えを指示する命令に不服がある者は、命令執行の作業が終了した日から15日以内に不服申立を行うことができる。不服申立の審査を担当するのは、3名の判事から成る審査員団である。不服申立の審査員団には、問題の命令を発行した判事は加わるできない。

差押命令を妥当とするほど明白な侵害でない場合に用いられるのが搜索命令である。侵害被疑製品が展示会や見本市に出品されている場合、または展示会や見本市への出品もしくは展示後の製品の返却のために現在輸送の途上にある場合、搜索命令はイタリア法が提供する唯一の対抗手段である。そのような場合には差押えは認められないからである。侵害被疑製品がまだ販売されていないか、販売されていたとしても極めて高価である場合や、侵害を主張する対象が製品ではなく方法や方式である場合、搜索手続は特に役に立つ。搜索命令が発行されるためには、侵害の可能性ならびに侵害を主張される知的財産権の有効性が十分に明白でなけ

ればならない。原告が侵害の事実を知った場合、可及的速やかに（数か月以内に） 捜索命令を請求すべきである。さもないと裁判官は緊急性を認めることができず、命令を発行しえない可能性がある。捜索命令が発行されると、原告は、裁判所の執行官の監督の下に、自らが侵害を主張する製品/方法を検分して文書に記載することができる。執行官は報告書を作成して裁判所に提出する。原告は、侵害被疑製品の製造に用いられた原材料および手段、関連の文書（侵害の存在を立証するのに役立つ商業文書、会計文書を含む）を検分し、記述することができる。

差押命令が発行されるためには、侵害の可能性ならびに侵害を主張される知的財産権の有効性がともに明白でなければならない。一般に捜索命令の場合よりも重い立証責任が原告に課される。当事者間の手続によって命令の効果的な執行が妨げられる恐れがあることを原告が立証した場合、一方的な差押命令が発行されることがある。ただし、一方的な差押命令を認めさせるのは難しい。差押命令が発行された場合、裁判所の執行官によって差押えが実行される。執行官は、侵害被疑製品を確認した上で当該製品を封印し、差押え品の管理責任者を指名し、裁判所のために報告書を作成する。捜索命令の場合と同様、侵害被疑製品のみならず当該製品の製造に用いられた原材料や手段、関連文書等が差押えの対象になることもある。

捜索命令と差押えの手続は、イタリアにおいて特に有用な権利執行戦略である。これらの手続によって、主張された侵害を立証し、特許権者が被った損害を金額に換算するような証拠物件を集めることが可能になるからだ。一方的な差押えを認めさせるのは難しいが、一方的な捜索命令を勝ち取るための要件はそれほど厳しくない。知的財産権者は、イタリア法が提供しているこれらの手続---特に一方的な捜索の手続---について知っておくべきである。